

定 款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人西南一粒の麦基金（以下「本財団」という。）と称する。

2 本財団の英語名は、THE SEINAN HITOTSUBU-NO-MUGI FOUNDATIONとする。

(主たる事務所)

第2条 本財団は、主たる事務所を福岡市に置く。

(目的)

第3条 本財団は、西南学院高等学校同窓会の意思に基づき、西南学院創立者C.K.ドージャー氏が愛と平和、自由を尊ぶ精神により行った青少年育成を継承し、将来の日本、世界を担う青少年の健全な育成、社会に貢献できる人材の育成、社会への貢献を目的とする。

(事業)

第4条 本財団は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 青少年の健全な育成、社会に貢献できる人材育成に寄与する活動
- (2) 社会、世界への貢献となる活動
- (3) (1) 及び (2) と同様の活動を行っている団体等への支援
- (4) その他本財団の目的を達成するために必要な事業

(非営利法人の明示)

第5条 本財団は、剰余金の分配を行わない。

第2章 会 計

(事業年度)

第6条 本財団の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第7条 本財団の事業計画及び予算は、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。

- 2 前項の事業計画及び予算は、定期評議員会に報告するものとする。
- 3 第1項の書類については、主たる事務所に当該年度が終了するまでの間、備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 8 条 本財団の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、理事長が次に掲げる書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号、第 4 号、第 5 号の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の書類及び監査報告書については、主たる事務所に 5 年間備え置くものとする。

第 3 章 評議員

(評議員の定数)

第 9 条 本財団に、評議員 6 人以上 12 人以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第 10 条 評議員の選任及び解任は、評議員会の決議により行う。

(評議員の任期)

第 11 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前項の規定にかかわらず、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第 9 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお、評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第 12 条 評議員は無報酬とする。ただし、評議員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

第 4 章 評議員会

(評議員会の構成)

第 13 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(評議員会の権限)

第 14 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (3) 定款の変更
- (4) 財産の処分
- (5) その他法令又はこの定款で定められた事項

(評議員会の開催と招集)

第 15 条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後 3 カ月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時評議員会を開催する。

- 2 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
- 3 評議員は、理事長に対し、招集の理由を示して評議員会の招集を請求することができる。
- 4 評議員会の招集は、評議員会の日の 10 日前までに、書面又はあらかじめ評議員の了承を得た電磁的方法で、その通知を発しなければならない。

(評議員会議長)

第 16 条 評議員会の議長は、当該評議員会において評議員の中から選出する。

(評議員会の決議)

第 17 条 評議員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、評議員総数（評議員現在数）の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる決議は、評議員総数（評議員現在数）の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 理事及び監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) 財産の処分
 - (4) その他法令で定められた事項

(評議員会の議事録)

第 18 条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録は 10 年間、主たる事務所に備え置くものとする。なお、議事録は電磁的方法により備え置くことができる。

(評議員会の運営)

第 19 条 評議員会の運営に関し、必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会にて別に定める。

第 5 章 役 員

(役員の定数)

第 20 条 本財団に、次の役員を置く。

- (1) 理事 6 人以上 12 人以内
- (2) 監事 2 人以上 3 人以内
- 2 理事のうち 1 人を理事長とし、理事長をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。
- 3 理事長以外の理事の中から、専務理事 1 名、常務理事及び業務担当理事をそれぞれ若干名置くことができる。
- 4 専務理事及び常務理事並びに業務担当理事をもって同法第 197 条において準用する同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第 21 条 理事及び監事は、評議員会の決議において選任する。

- 2 理事長、専務理事、常務理事及び業務担当理事は理事会の決議によって理事の中から選任する。

(理事の職務及び権限)

第 22 条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、本財団を代表し、業務を統轄する。
- 3 専務理事及び常務理事は、理事長を補佐して本財団の業務を分担執行する。
- 4 業務担当理事は、本財団の業務を分担執行する。
- 5 専務理事、常務理事及び業務担当理事の業務分担は、理事長が理事会の決議を経て別に定める。

(監事の職務及び権限)

第 23 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(任期)

第 24 条 理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、第 1 項の規定にかかわらず、退任した理事又は監事の任期の満了する時までとする。
- 3 増員として選任された理事又は監事の任期は、第 1 項又は第 2 項の規定にかかわらず、他の現任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事及び監事は、第 20 条第 1 項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事及び監事としての権利義務を有する。

(解任)

第 25 条 理事又は監事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、その理事又は監事を解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 2 前項第 1 号の規定により解任する場合は、当該理事又は監事にあらかじめ通知するとともに、解任の決議を行う評議員会において、当該理事又は監事に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第 26 条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

- 2 特段の事情がある場合、評議員会において報酬の支給を決議することができる。
- 3 前項において報酬の支給を決議した場合、評議員会は支給の総額を定め、別途報酬等の支給の基準を定める。

第 6 章 理事会

(構成)

第 27 条 理事会は、すべての理事で構成する。

(権限)

第 28 条 理事会は次の職務を行う。

- (1) 本財団の業務執行の決定

- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、専務理事、常務理事及び業務担当理事の選定及び解職
- (4) その他法令で定められた事項

(理事会の開催と招集)

第 29 条 理事会は、3か月に1回以上開催し、理事長が招集する

- 2 理事は、理事長に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。
- 3 理事会の招集は、理事会の日の5日前までに、書面又はあらかじめ理事の了承を得た電磁的方法で、その通知を発しなければならない。

(議長)

第 30 条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(決議)

第 31 条 理事会の決議は、決議に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(議事録)

第 32 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した理事及び監事はこれに署名又は記名押印しなければならない。

- 2 議事録は、10年間主たる事務所に備え置くものとする。なお、議事録は電磁的方法により備え置くことができる。

(理事会の運営)

第 33 条 理事会の運営に必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において別に定める。

第 7 章 定款の変更及び残余財産の処分

(定款の変更)

第 34 条 この定款は、評議員会において、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上の決議によって変更することができる。

(解散及び残余財産の帰属)

第 35 条 本財団は、財産の滅失による本財団の目的である事業の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

- 2 本財団が解散したときの残余財産は、学校法人西南学院、公益社団法人、公益財団法人、又は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第17号イからトまでに掲げる法人に贈与する。

第8章 公告及び備置き

(公告)

第36条 本財団の公告は、官報に掲載してする。

(備置き)

第37条 この法人は、法令で定めるところにより、その主たる事務所に次の各号に掲げる書類又は電磁的記録を備え置かなければならない。

- (1) 定款
- (2) 事業報告及び付属明細書
- (3) 貸借対照表、正味財産増減計算書及び付属明細書
- (4) 監査報告
- (5) 評議員会議事録
- (6) 理事会議事録
- (7) その他法令で定められたもの

第9章 財産

(設立者の氏名及び住所並びに拠出する財産及びその価額)

第38条 設立者の氏名及び住所並びにこの法人の設立に際して設立者が拠出する財産及びその価額は次のとおりである。

設立者 江副裕紀

拠出財産及びその価額 現金 2,400万円

附 則

(最初の事業年度)

第39条 本財団の最初の事業年度は、設立の日から平成29年3月31日までとする。

(設立時評議員)

第40条 評議員の住所氏名は、次のとおりである。

評議員 志岐 司

評議員 大崎完治

評議員 柴田宗樹

評議員 河津善博

評議員 長澤正信

評議員 市丸信敏

(設立時理事及び設立時監事)

第 41 条 理事及び監事の住所氏名は、次のとおりである。

理 事 江副裕紀

理 事 川崎俊雄

理 事 加賀田真一郎

理 事 平畠雅博

理 事 立石智昭

理 事 高橋浩一

監 事 張 光陽

監 事 織田洋輔

(設立時代表理事)

第 42 条 代表理事の住所氏名は次のとおりである。

代表理事 江副裕紀